平成30年労第243号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付け及び同月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による休業給付を支給する旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の一人親方労災保険組合に労働保険の事務処理を委託する、 労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者として、大工工事等の施工 を行っていた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、業務を終了し帰宅する途中、午後〇時〇分頃に 自宅マンションの共有階段の踊り場で転倒し右肋骨等を負傷した。請求人は、翌 日、Bクリニックを受診、「右肋骨骨折、右胸背部挫傷、脳挫傷(頭部外傷)」(以 下「本件傷病」という。)と診断された。
- 3 本件は、請求人が、休業給付の請求をしたところ、監督署長は、平成○年○月○日から同年○月○日の期間に係る請求については支給する旨の処分を行い、同月○日以降の期間に係る請求については、通院日のみ休業給付の対象として支給し、その余の期間については支給しない旨の各処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、審査 請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の休業給付の請求に対し、通院日のみを支給するとした監督署長の処分が 妥当であると認められるか。

第5 審查資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、医師の指示に従い休業し、仕事ができなくなっており、通院日以外 も休業給付を支給すべきであると主張するので、以下検討する。
- (2) 労災保険法の特別加入者の通勤災害に関する休業給付については、決定書理 由記載のとおり、所得喪失の有無にかかわらず、全部労働不能であることが支 給要件であり、全部労働不能とは、入院中又は自宅療養中もしくは通院加療中 であって、特別加入者として業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業の全 てについて従事できない状態をいう。
- (3) そこで、このような観点から本件についてみると、次のとおりである。
 - ア B医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日初診、傷病名は右肋骨骨折、脳挫傷であり、平成〇年〇月〇日以降の検査結果でX線により右肋骨骨折の骨癒合を確認、脳挫傷については専門医を受診のこと。」と述べている。
 - イ C医師は、B医師宛ての平成○年○月○日付け診療報告書で、要旨、「傷病 名は頭部外傷、頭部MR施行、現時点では慢性硬膜下血腫や脳挫傷など外傷 性変化やその他の腫瘍や血管障害性病変はみられない。頚の痛みもあるよう であるが頚椎捻挫などに伴う筋緊張による違和感かもしれない。」と述べて いる。

また、平成〇年〇月〇日付け診療報告書では、要旨、「傷病名は頭部外傷、

本日頭部CT施行、慢性硬膜下血腫は認めない。左側頭葉前半に先天性と思われる嚢胞があるが、嚢胞に接する部分にわずかに低吸収の部位がある。前回のMRでは同部は一部FLAIR法で高信号を示し、CTとあわせ小さい脳挫傷であった可能性がある。周囲脳浮腫は認めず、その他の異常はみられない。」と述べている。

- ウ これら両医師の所見等を踏まえ、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「傷病名の肋骨骨折については、受傷翌日のX線像では、転位や骨折線は明確でなく、その後のX線像でも骨折の修復所見である骨膜反応や骨肥厚は指摘し得ず、Bクリニックの傷病名にも骨折した肋骨は特定されていないことからも、骨折があったとしても転位のない骨挫傷程度であったと判断する。傷病名の脳挫傷については、外傷性変化はないとされ、脳挫傷の可能性を指摘しているのみであり、経過観察でよいとの見解であるので、脳挫傷は確定された傷病ではないと判断する。以上のことから、平成○年○月○日の受傷による休業を要する期間については、頭部外傷による休業の必要はなく、右肋骨骨折は転位のない骨挫傷程度の損傷であり、受傷後約4週間で修復され、休業を要する期間も受傷後約4週間を見込めば十分であると考えられるが、平成○年○月○日の時点で右肋骨骨折の骨癒合を確認したとしていることを考慮して、確認した日以降は全部休業の必要性はなく、診療日のみに休業を認める。」と述べている。
- (4) 当審査会としても、請求人の症状に照らして、両医師の所見等を踏まえたD 医師の意見は妥当と判断するものであり、平成〇年〇月〇日以降の状態につい ては、通院日のみ休業給付を支給するとした本件処分は妥当なものであると判 断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求事件を棄却することとして、主文のとおり裁決する。